

第10期東郷町高齢者福祉計画の概要

1 計画策定の趣旨

東郷町では、令和6年度（2024年度）を初年度とする「第9期東郷町高齢者福祉計画」を策定し、「いきいきと住み続けたい 支え合いのまち とうごう」を基本理念として掲げ、高齢者福祉施策を推進しています。

「第9期東郷町高齢者福祉計画」が令和8年度（2026年度）に計画期間の終了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題を踏まえるとともに、国・県の動向や地域の実情、高齢者や関係機関等の意見を反映しながら、「第10期東郷町高齢者福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定するものです。

2 国の動向

国では、高齢者福祉・介護保険等に関する制度改正や方針の見直しが進んでいます。

■直近の国の主な動向

年月	内容
令和6年4月	「改正介護保険法」施行
6月	「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」策定、「住宅セーフティネット法」改正
9月	「高齢社会対策大綱」閣議決定
12月	「認知症施策推進基本計画」閣議決定

■現在の介護保険等に関する検討事項（令和7年4月までの社会保障審議会・介護保険部会関係資料より）

①地域包括ケアシステムの推進

医療・介護のさらなる連携強化、介護人材の離職率の高さ等を踏まえ小規模経営の事業所の協働化・大規模化等に向けた「社会福祉連携推進法人」制度の活用促進 等。

②認知症施策の推進・地域共生社会の実現

基本計画に基づく認知症施策の推進、「地域共生社会の在り方検討会」での取りまとめ（令和7年夏頃）を踏まえた検討、ケアマネジャーの活躍支援、身寄りのない高齢者等の増加を見据えた権利擁護や住まいに関する支援の強化 等。

③介護予防・健康づくりの推進

市町村が中心となって総合事業のさらなる充実と高齢者自身が適切に活動を選択できるような環境整備、保健事業と介護予防の一体的実施の継続した取組 等。

④保険者機能の強化

地域支援事業の担い手の多様化に向けた市町村の地域づくりの活性化、介護予防・日常生活支援総合事業における利用緩和、インセンティブ交付金におけるメリハリある配分の強化 等。

⑤持続可能な制度の構築、介護人材確保・職場環境改善

都道府県における介護生産性向上総合相談センターとの連携、介護現場におけるデジタル技術の活用促進、介護助手の活躍促進 等。

〈参考〉国の基本指針の見直しスケジュール

計画作成上のガイドラインとして位置付けられる基本指針は、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」や「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」を踏まえて見直しが行われます。

現時点での基本指針の見直しのスケジュールは以下の通り示されています。

年月	概要
令和7年12月	・介護保険部会において、「介護保険制度の見直しに関する意見」が示される。
令和8年2月	・介護保険部会において第10期の基本指針について記載を充実する事項(案)など、基本指針の見直しに向けた考え方が示される。 ・また、「基本指針の構成」等についての見直し案が示される。
3月	・医療介護総合確保促進会議において、「総合確保方針」(6年毎に改定)が示される。 ・全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において、介護保険部会で示された方向性等に基づいた、「第10期計画に関する基本的な考え方」が示される。
7月	・介護保険部会において「基本指針(案)」が示される。 ・「全国介護保険担当課長会議」において、「基本指針(案)」が示される。
令和9年1月	・改正「基本指針」の公表
4月	・改正「基本指針」の施行(第10期介護保険事業計画がスタート)

資料：介護保険事業計画作成の手引き Ver. 2

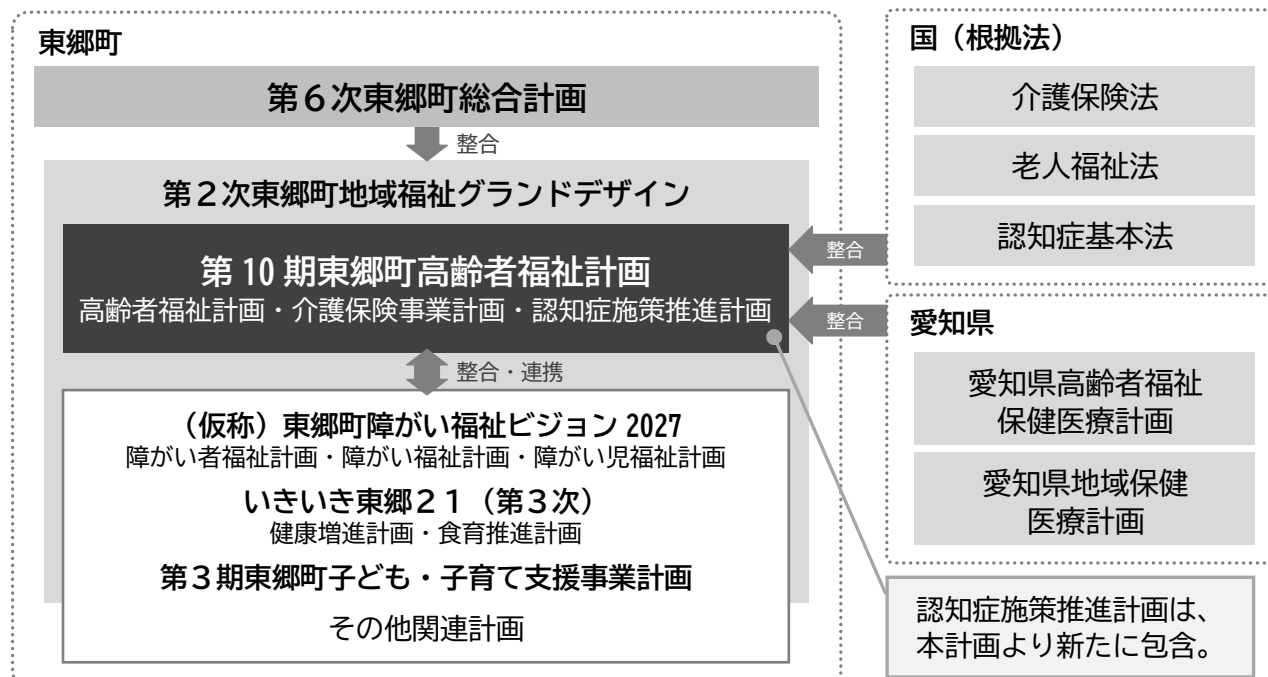
2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8に基づき策定する「老人福祉計画」と、介護保険法第117条に基づき策定する「介護保険事業計画」を一体的に策定したものです。また、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「市町村認知症施策推進計画」を包含するものです。

また、「第6次東郷町総合計画」を最上位計画とし、「第2次東郷町地域福祉グランドデザイン」をはじめ、「(仮称)東郷町障がい福祉ビジョン2027」などの関連計画との整合・連携を図ります。

さらに、愛知県が策定する「愛知県高齢者福祉保健医療計画」等との整合を図ります。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和9年度（2027年度）から令和11年度（2029年度）までの3年間とします。また、中長期的な視点に基づく施策展開を図るため、将来予測やサービスニーズの見込み等においては、団塊の世代に次いで人口が多い「団塊ジュニア世代」が65歳以上となり、高齢者を支える年齢層の減少が見込まれる令和22年（2040年）など中長期を視野に入れて計画するものとします。

■計画の期間

R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)	R12年度 (2030)	R13年度 (2031)	R14年度 (2032)	...	R22年度 (2040)	...
第9期計画			第10期計画			第11期計画					
	●団塊の世代が 75歳以上に									●団塊ジュニア 世代が65歳以上に	

4 計画の策定体制

(1) 各種調査の実施

計画の策定にあたり、町民や団体、ケアマネジャー及びサービス提供事業所等の意見を反映するため、アンケート調査や関係団体等へのヒアリングシート調査を実施します。

■第10期東郷町高齢者福祉計画策定のためのアンケート調査の概要

対象者	対象者数	調査内容	実施方法
一般高齢者	2,200件	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	郵送による配布・回収
要介護(要支援)認定者	1,000件	在宅介護実態調査	
サービス事業所	35事業者 (65事業所)	介護サービス事業者調査(居所変更実態調査、介護人材実態調査、在宅生活改善調査(事業所票)の項目含む)	電子メールによる配布・回収
ケアマネジャー	45件	ケアマネジャー調査(在宅生活改善調査(利用者票)含む)	郵送による配布・回収

■第10期東郷町高齢者福祉計画策定のためのヒアリングシート調査の概要

対象者	対象者数	調査内容	実施方法
認知症支援者・団体	約●団体	日頃から認知症の本人や家族に接している人や介護・医療の提供現場等から、本人や家族等の声を把握する。(本人や家族の状況、認知症支援での課題や必要な取組、本人の参画について等)	ヒアリングシートの配布、WEB回答

(2) 東郷町地域ケア推進会議における審議

計画の策定に当たり、有識者、保健・医療・福祉関係者、介護サービス事業者、被保険者等によって構成される東郷町地域ケア推進会議において、本町の課題や計画案について審議を行い、それぞれの立場から意見等を聴取し、施策への反映を図ります。

(3) パブリックコメントの実施

町民に対し、本計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の確保を図るとともに、本計画に町民の意見を反映することを目的として、パブリックコメントを実施します。